

条 例

熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第41号

熊本県工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
熊本県工場等設置奨励条例（昭和39年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項第4号中「製造事業用設備（一つの工業生産設備で半島振興法施行令（昭和61年政令第243号）第4条第1号に定めるものをいう。）でこれを構成する減価償却資産のうちに租税特別措置法第12条第1項又は第45条第1項の適用を受ける設備を含むもの」を「半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）第1条第1号に規定する特別償却設備」に改め、同項第5号中「第19条」を「第20条」に改める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

規 則

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第29号

熊本県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の職の設置に関する規則（昭和31年熊本県規則第59号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。
別表第1（第2条関係）

本 庁	地 方 出 先 機 関
理事	所長
部長	局長
局長	院長
医監	館長
総括審議員	校長
部付	部長
部次長	局次長
危機管理監	学院長
出納局長	園長
総室長	学部長
首席政策審議員	室長
首席総務審議員	次長
首席医療審議員	副院長
首席健康福祉審議員	副校長
首席環境生活審議員	首席税務専門員
首席商工審議員	総務審議員
首席観光審議員	保健福祉環境審議員
首席農政審議員	保健環境審議員
首席林政審議員	福祉審議員
首席水産審議員	医療審議員
首席土木審議員	環境生活審議員
首席建築審議員	工業審議員
首席会計審議員	職業能力開発審議員
課長	農林水産審議員